



No.636
3 分間
税ミナール

令和7年4月23日

ヤマダ総合公認会計士事務所
代表 山田良平

〒124-0012
東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル
TEL:03-3694-6091
FAX:03-3691-6680

財務省公表、租税特別措置を適用した法人は148万3千法人

財務省は、ホームページに「租税特別措置の適用実態調査結果に関する報告書」を公表しました。この報告書は、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第5条第2項に基づいて、令和7年2月に国会に提出されたものです。

平成22年度税制改正において、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」が制定され、租税特別措置の適用の実態を把握するための調査を行うことが規定されました。

このため、法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定等を適用する場合には、その法人が提出する法人税申告書に「適用額明細書」を添付し、税務署に提出する必要があります。

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に終了した事業年度等(令和5年度)において、適用額明細書の提出があった法人(適用法人数)は、1,483,298法人で、適用件数は延べ2,418,094件となっています。

個別措置の適用件数をみますと、「中小企業者等の法人税率の特例」の適用件数が最も多く、1,080,279件となっています。次いで「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」で657,884件利用されています。

一方、利用頻度が低い措置もあります。また、一定の役割を果たしたうえで期限が到来する措置もあり、2025年度(令和7年度)税制改正では、「DX(デジタルトランスフォーメーション)投資促進税制」(令和5年度適用件数:特別償却 0件、税額控除 10件)、「5G導入促進税制」(令和5年度適用件数:特別償却 1件、税額控除 2件)を適用期限の到来をもって廃止する予定となっています。

「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」(令和7年2月国会提出)は、こちらからご覧いただけます。

https://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/stm_report/fy2024/index.html

